

有料老人ホーム設置者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課長

事故発生の防止及び発生時の対応に係る留意事項について（通知）

標記のことについて、「福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する「事故発生の防止及び発生時の対応」のために講ずべき措置に関し、下記のとおり留意事項を通知いたします。

各施設におかれましては、事故発生の防止等のために必要な体制を速やかに整備するとともに、委員会や職員研修等を通じ、職員の事故防止に対する意識の向上及び事故防止対策の徹底を行うなど、より一層、入所者の安全の確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 事故発生の防止及び発生時の対応のために講ずるべき措置の内容

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故等の事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底
- (3) 事故発生防止のための委員会の設置
- (4) 事故発生の防止のための職員研修
- (5) 福岡市等への事故報告
- (6) 事故の状況等の記録
- (7) 損害賠償について

2 1の措置を講ずる際の留意事項

(1) 事故発生の防止のための指針の整備について

事故発生の防止のための指針（以下「指針」という。）には、次のような項目を盛り込むこと。なお、下記カの「当該指針の閲覧に関する基本方針」とは、例えば、入所者等がいつでも当該指針を閲覧できるように談話室や集会室等に備え付けたり、入所者等の申し出により閲覧できるよう事務室受付に備え付けたりすることなどが考えられる。

【指針に盛り込むことが必要な内容】

- ア 施設における事故の防止に関する基本的考え方
- イ 事故発生の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくことと事故に結びつく可能性が高いもの（以下「事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- オ 事故等発生時の対応に関する基本方針
- カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事故等の事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底について

有料老人ホームにおいて報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的が、事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであることに留意すること（決して職員の懲罰を目的としたものではないこと）。

具体的には、次のようなことが想定されている。なお、下記カの「防止策の効果の評価」については、施設で講じた防止策が実際に有効であったかどうかを検証することを意味しており、仮に再発を防ぐことができていなかった場合には、改めて防止策を検討する必要があることに留意すること。

- ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- イ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ウ 「事故発生の防止のための委員会」において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生防止のための委員会の設置について

事故発生の防止のための委員会（以下「事故防止検討委員会」という。）は、事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会で、幅広い職種（例えば、施設長、看護職員、介護職員、施設外の安全対策の専門家など）により構成すること。また、構成メンバーの責務や役割分担を明確にし、専任の安全対策担当者を決めておくことが望ましい。なお、事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

(4) 事故発生の防止のための職員研修について

介護職員その他の職員に対する「事故発生の防止のための研修」の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、施設で作成した「事故発生の防止のための指針」に基づき、安全管理の徹底を行うこと。

各施設では、当該施設における指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を行うとともに、新規採用時には事故発生の防止の研修を実施すること（年間計画に盛り込んで計画的に実施することが望ましい）。

また、研修の実施内容については、日時、参加者、内容等がわかるように記録を残すこと。

(5) 福岡市等への事故報告について

入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、「福岡市有料老人ホーム事故報告要領」に基づき、事故の報告を行うこと。

なお、報告対象のうち「入所者の傷病」については、原則として、協力医療機関等の受診を要したものであることに留意し、報告の要否について判断がつかない場合は、保健福祉局高齢者施設支援課（Tel：711-4257）へ照会すること。

※ 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている有料老人ホームについては、福岡県策定の「介護サービスにおける事故報告に係る報告要領」に基づき、各保険者等（市町村。本市の場合は各区の福祉・介護保険課）へ事故報告を行うこと。（「福岡市有料老人ホーム事故報告要領」に基づく事故報告は必要なし。）

ただし、介護専用型特定施設以外の特定施設（混合型特定施設）の入居者のうち、特定施設のサービスを利用していない入居者（一般の入居者）に対する処遇により事故が発生した場合は、「福岡市有料老人ホーム事故報告要領」に基づく事故報告を行うこと。

※ 「福岡市有料老人ホーム事故報告要領」、「介護サービスにおける事故報告に係る報告要領」及びそれぞれの事故報告の様式については、福岡市ホームページ（介護サービス事業者等の事故報告について）からダウンロードが可能。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/life/kaigoshinsei_2.html

(6) 事故の状況等の記録

老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の6において、入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容の記録を残すことが義務付けられていることに留意すること。

●老人福祉法施行規則

（帳簿の記載事項等）

第20条の6 有料老人ホームの設置者は、法第29条第4項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

一～四 略

五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容

六 略

2 前項の帳簿の保存期間は、その作成の日から2年間とする。

3 略

(7) 損害賠償について

入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。そのため、賠償すべき事態となったときに備え、損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましい。

3 参考（別添）

(1) 福岡市有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）【別紙1】

(2) 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について（平成24年3月16日付け老発0316第1号）（抜粋）【別紙2】

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局 高齢者・障がい者部 高齢者施策推進課
施設計画指導係 藤澤 重

電話：711-4257 F A X：726-3328

E-mail：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp